

科学委員会の今後のあり方について

1. これまでの経緯

- ・小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会は、小笠原諸島の世界自然遺産推薦、登録に向けて、その候補地の適正な管理を進めるために必要な助言を得ることを目的として、平成 18 年 11 月に設置された。

(目的)

第 1 条 小笠原諸島の世界自然遺産推薦、登録に向けて、その候補地の適正な管理を進めるために必要な助言を得るため、学識経験者による「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 小笠原諸島の世界自然遺産としての価値の証明に関する事項
- (2) 世界自然遺産候補地の保護管理、運営に関する事項
- (3) 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会設置要綱」より抜粋

- ・これまで、科学委員会では、暫定リストの検討、外来種対策・自然再生部会の設置による重点的な生態系保全対策についての検討、推薦書及び管理計画の検討など世界遺産推薦に向けての準備作業を行ってきた。

H18.11 科学委員会設置

H18.12 暫定リスト検討

(H19. 2 暫定リスト提出)

H19. 7 外来種対策・自然再生部会の設置

H20. 2～ 推薦書及び管理計画(アクションプラン含む)の検討

(H21. 9 推薦書類の仮提出)

(H22. 1 推薦書類の本提出(予定))

- ・科学委員会において議論されてきた事項は、「世界自然遺産推薦地小笠原諸島管理計画」に包含されており、推薦後は、本計画に基づく管理・調査・検討等が行われていくこととなる。
- ・このため、小笠原諸島が世界自然遺産に推薦されるこの機会に、今後科学委員会が担うべき役割を整理し、他の検討組織等との関係も明確にした上で機能的に対応できるよう、科学委員会のあり方について検討を行う必要がある。

2 . 科学委員会の役割

- ・科学委員会の役割は、世界自然遺産の推薦地を含む小笠原諸島の自然環境の保全管理に関して、管理機関（環境省、林野庁、東京都、小笠原村）等に対して、主に以下の点から科学的助言を与えることである。

管理計画：管理の方策の進捗状況の点検、モニタリング結果の施策への反映にあたっての科学的助言、管理計画の見直しにあたっての科学的助言を行う。

アクションプラン：生態系保全のアクションプランをはじめとした管理計画に基づく個別計画（アクションプラン）について、進捗状況の点検、見直し、新規アクションプランの必要性の検討、策定にあたっての科学的助言を行う。

関連する個別計画・事業：小笠原諸島の自然環境の保全管理に関連する個別計画・事業の検討・進捗状況についての事務局を構成する各機関からの報告を踏まえて、必要に応じ科学的助言を行う。

新規の横断的課題：小笠原諸島の自然環境の保全管理に関して、複数の事業にまたがる横断的課題について検討が必要な場合に、科学的見地からの議論をおこない、一定の方向性について事務局に提言するなど、包括的な検討を行う。（必要に応じ管理計画の見直しに反映）

アクションプランの検討や新規の横断的課題への対応等に当たっては、必要に応じ下部組織（部会又はワーキング等）の設置やその他分野の専門家をメンバーに加えることも可能

3 . 科学委員会での事務局の役割

- ・事務局の役割は、推薦地を含む小笠原諸島の自然環境の保全管理に関する取組の進捗状況・モニタリング結果を科学委員会に報告し、科学委員会で得られた科学的助言を、保全管理や各種計画に適切に反映させることである。主な役割としては次のものが考えられる。

管理計画：管理の方策の取組状況についての情報を集約した上で科学委員会に報告し、委員会からの助言を管理の方策に反映するとともに、必要に応じて管理計画の見直し案を作成し、科学委員会からの科学的助言を得つつ、地域連絡会議に諮って合意を得た上で、管理計画の改訂を行う

アクションプラン：既存のアクションプランに対しては、事業の進捗状況に関する情報を集約した上で科学委員会に報告し、委員会の助言を事業に反映するとともに、必要に応じてアクションプランの修正・更新を行う。事務局において管理計画に基づく新たなアクションの検討が必要と判断された場合には、科学委員会からの科学的助言を得つつ、地域連絡会議に諮って合意を得た上でアクションプランを策定する。

関連する個別計画・事業：各機関から管理計画に関連する個別計画・事業の検討・進捗状況についての情報を集約し、科学委員会に報告する。科学委員会からの助言は、事務局を構成する各機関が、個別検討会における事業計画等の検討にあたり、適切に反映する。

新規の横断的課題：各機関が個別検討会等から横断的課題についての議論の必要性が指摘された場合には、事務局内で情報共有の上、必要に応じて科学委員会へ検討要請を行う。科学委員会から検討結果が提言として示された場合には、事務局を構成する各機関は、個別検討会における事業計画等の検討にあたり、科学委員会からの提言を適切に反映する。

4．科学委員に期待する対応事項

- ・以下のような対応について、科学委員各位にご協力をいただきたい。

IUCN 視察（H22 夏ごろ）への対応

地域への研究成果の還元

地域外への積極的な価値の発信

各機関が設置する個別検討会委員を併任する場合の科学委員会での議論の伝達

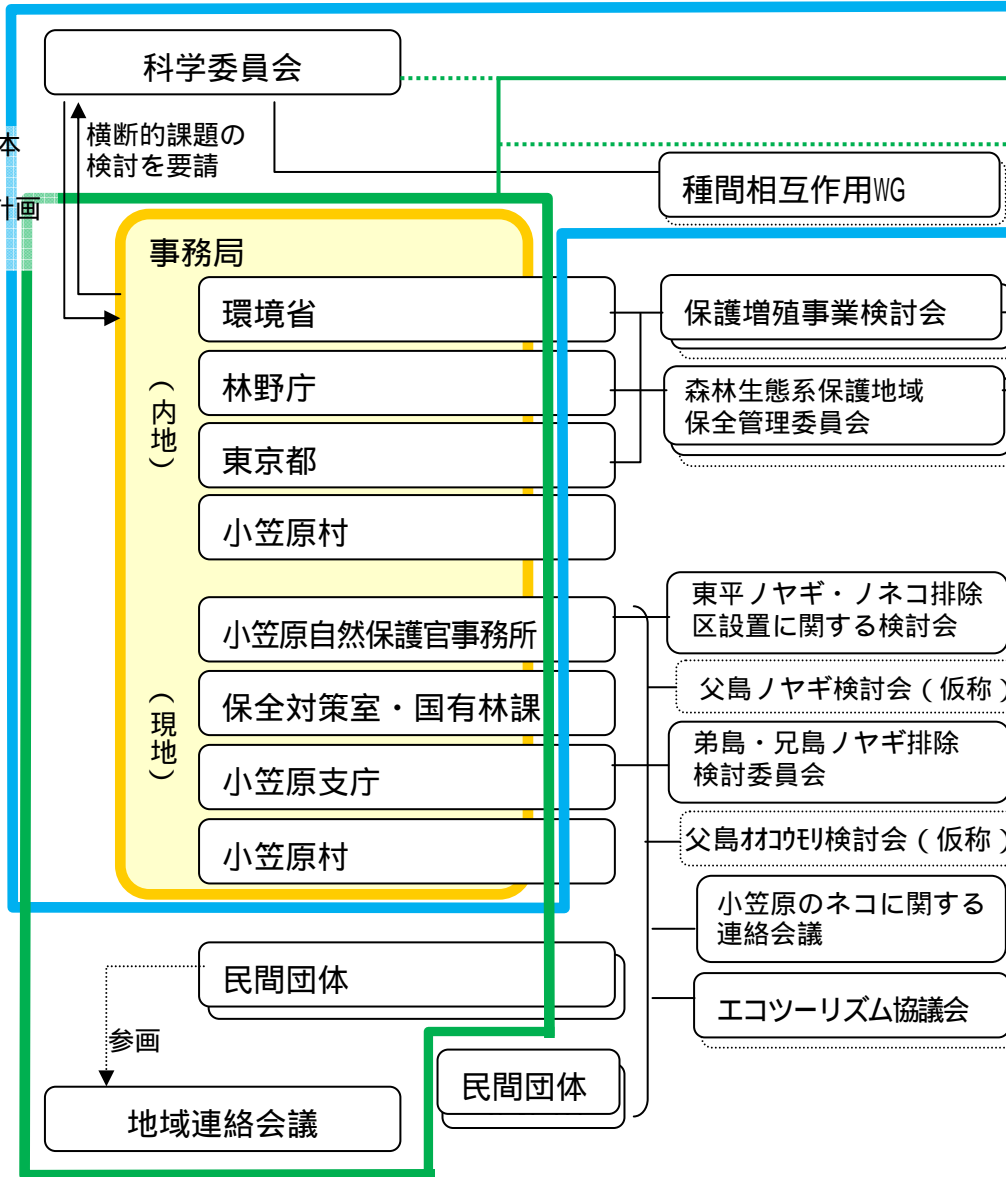
5．検討体制

- ・上記をふまえ、次ページに管理計画・アクションプラン及び個別計画等に関する検討体制と各種計画の関係概念図を示す。

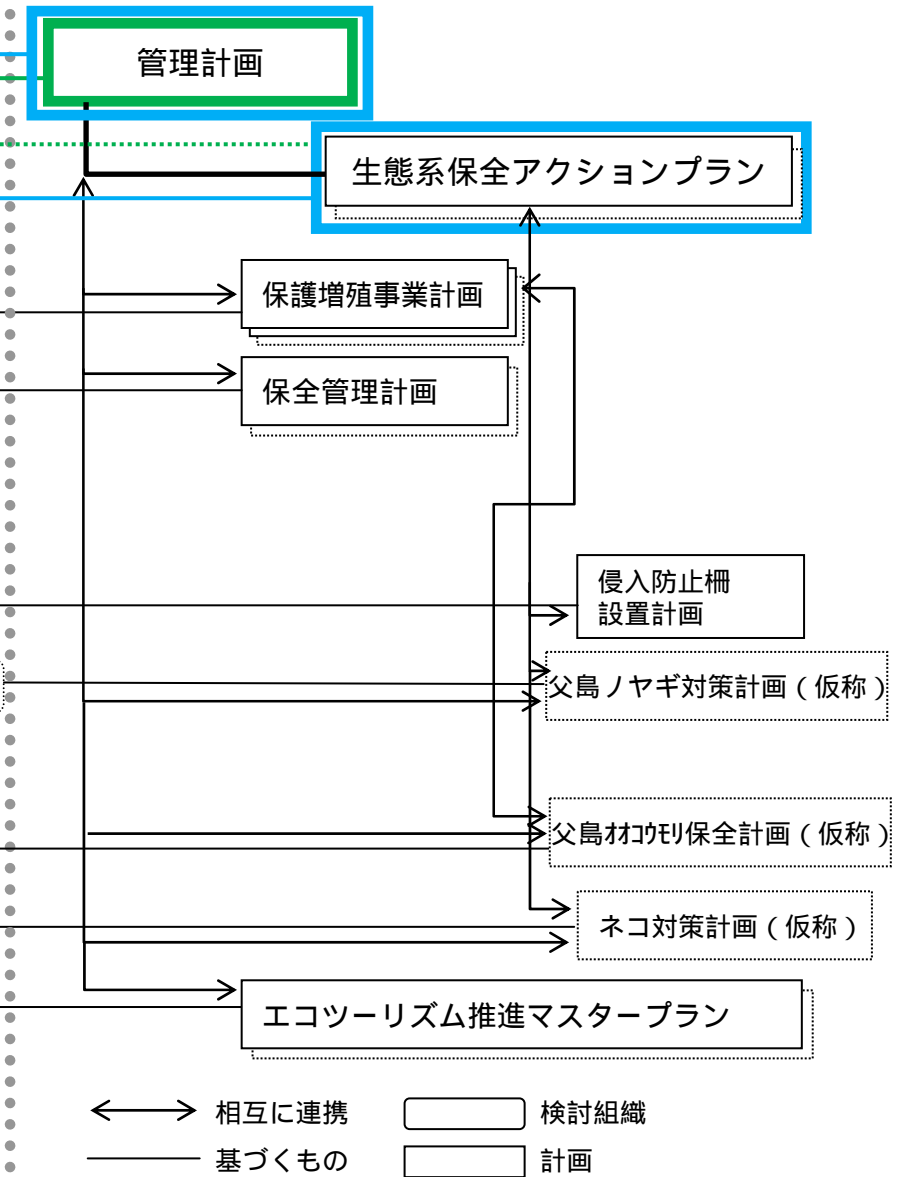
検討体制及び各種計画の関係概念図

< 検討体制 >

- ・ 課題への基本方針の提示
- ・ 個別事業・計画への助言



< 管理に関する計画 >



← → 相互に連携 検討組織
 — 基づくもの 計画

本図の記載は例示であり、全ての検討組織・計画を示すものではない。また今後検討が想定されるものを含む。